

静岡県告示第422号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県庁内一時預かり保育施設の利用料徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 徴収受託者

受託者名称	所在地
保育支援グループ すわん 代表 萩原 邦子	静岡市葵区宮ヶ崎町91

2 委託事務の内容

静岡県庁内一時預かり保育施設における利用料の徴収事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日